

三重とこわか国体亀山市歓迎装飾実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する、選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者を温かく迎え、心のこもったおもてなしができるよう、歓迎装飾の実施に関して必要な事項を定める。

2 歓迎装飾の実施

装飾の実施については、次のとおりとする。

- (1) 市民および関係機関・団体等の協力を得て、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する。
- (2) 景観等に配慮し、華美・過大な歓迎装飾を避けるとともに、関係機関・団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。
- (3) 実行委員会以外の者が、自ら歓迎装飾を実施しようとするときは、あらかじめ実行委員会と協議のうえ、実施するものとする。

3 歓迎装飾の実施場所

競技会場、練習会場および主要交通拠点並びにその周辺等、その他必要な場所とする。

4 歓迎装飾の時間

歓迎装飾の実施時間は、大会の開催準備に要する時間および大会開催期間とする。ただし、実情に応じて期間を変更できるものとする。

5 歓迎装飾の種類

歓迎装飾は、歓迎看板、のぼり旗、その他歓迎の意を表す装飾とする。

6 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、実行委員会の責任において速やかに行うものとする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾の実施について、この要項を準用する。